

令和3年5月臨時会

綾川町議会会議録

(第3回)

令和3年 5月11日開会

令和3年 5月11日閉会

綾川町議会

令和3年 第3回 綾川町議会臨時会会議録

綾川町告示第150号

令和3年 5月11日綾川町議会議場に第3回臨時会を招集する。

令和3年 5月 6日

綾川町長 前田 武俊

開会 令和3年 5月11日 午前 9時30分

閉会 令和3年 5月11日 午前10時36分 (会期1日間)

第1日目 (5月11日)

出席議員16名

1番	三好東曜
2番	松内広平
3番	十河茂広
4番	植田誠司
5番	西村宣之
6番	大野直樹
7番	三好重徳
8番	岡田芳正
9番	井上博道
10番	川崎泰史
11番	福家功
12番	福家利智子
13番	横井薫
14番	鈴木義明
15番	河野雅廣
16番	安藤利光

欠席議員

なし

会議録署名議員

13番	横井 薫
14番	鈴木 義明

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	水 谷 香 保 里
総 務 課 長 補 佐	福 家 孝 司
議 会 事 務 局 書 記	戸 城 静 佳

地方自治法 1 2 1 条による出席者の氏名

町	長	前 田 武 俊
副 町	長	谷 岡 学
教 育	長	松 井 輝 善
参 事 兼 総 務 課 長		松 本 正 人
税 務 課 長		宮 本 佳 和
学 校 教 育 課 長		宮 前 昭 男

傍聴人 0 人

議 事 日 程

5月11日（火）午前9時30分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期決定について
- 第 3 議案第 1号 町長の専決処分事項の報告について
(綾川町固定資産評価審査委員会条例の一部改正)
- 第 4 議案第 2号 町長の専決処分事項の報告について
(綾川町税条例の一部改正)
- 第 5 議案第 3号 町長の専決処分事項の報告について
(綾川町過疎地域における町税の特別措置条例の一部改正)
- 第 6 議案第 4号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 第 7 議案第 5号 令和3年度綾川町一般会計補正予算（第1号）について

令和3年 第3回 綾川町議会臨時会

5月11日 午前9時30分開会

○議長（河野）おはようございます。只今、出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、只今から、令和3年第3回綾川町議会臨時会を開会致します。

なお、今臨時会も、新型コロナウイルス感染予防対策として、議場のドアの開放、理事者側出席者の縮小、ソーシャルディスタンスによる座席の配置等に考慮した、議会運営と致します。併せて、「録画用ビデオカメラ」の撮影も許可しておりますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致します。

○議長（河野）これより本日の会議を開きます。

○議長（河野）日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、13番、横井薫君、14番、鈴木義明君の兩名を指名致します。

○議長（河野）日程第2、「会期決定について」を議題と致します。議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長、三好重徳君。

○議会運営委員長（三好重）はい、議長。

○議長（河野）三好君。

○議会運営委員長（三好重）7番、三好です。

○議会運営委員長（三好重）皆さん、おはようございます。只今、議長より求められました、日程第2「会期の決定」について、ご報告申し上げます。本件に関しましては、5月6日、午前10時より、第2会議室において、当委員会を開催致しました。委員会の開催にあたりましては、議会から議会運営委員会の委員6名と、河野議長及び議会事務局長が出席し、当局からは前田町長、谷岡副町長、松本参事の出席を求め、本臨時会に付議される案件の内容について説明を受け、諸般の協議を行いました。

それでは、当委員会における協議の結果について、ご報告致します。

まず、今般の令和3年第3回臨時会に際し、提出予定議案として説明のあったものは、専決案件3件、人事案件1件、予算案件1件であり、お手元の議案書に記載されたとおりであります。当委員会として緊急性の高い議案として、臨時会を開催し上程することが適当として認めたものであります。

次に議案審議の方法について、ご報告致します。この後、町長より提案理由の説明を受け、上程されました議案を、所管する総務常任委員会に付託することと致しました。この後、休憩中に当該委員会を開催頂き、審議を経た後、本会議を再開し、委員長報告を受け、採決の順に進めることと致しました。従って、今臨時会の「会期の日程」につきましては、議案件数及び内容等を考慮し、本日1日間と決定致しました。以上が、今臨時会に関する審議の概要であります。

最後に、議事進行につきましては、会議規則を遵守し、効率よく適正かつ円滑な議会運営となりますよう、議員各位の格段のご協力をお願い申し上げまして、議会運営委員

会の報告と致します。

○議長（河野）本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日1日間と致したいと思います。

○議長（河野）これにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。

○議長（河野）よって、会期は本日1日間と決定致しました。

○議長（河野）続きまして、日程第3、議案第1号、「町長の専決処分事項の報告について」から日程第7、議案第5号、「令和3年度綾川町一般会計補正予算について」までを、一括議題と致します。

○議長（河野）本件について、ただ今より提案理由の説明を求めます。

○議長（河野）前田町長。

○町長（前田）はい、議長。

○議長（河野）町長。

○町長（前田）それでは、本日開会致しました第3回臨時会にご提案申し上げました議案5件につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

議案第1号から議案第3号は、「町長の専決処分事項の報告について」議会の承認を求めるものであります。

まず、議案第1号「綾川町固定資産評価審査委員会条例の一部改正」は、押印等を求める手続きの見直し等のための総務省関係の政令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を致しましたので、同条第3項の規定により、議会のご承認を求めるものであります。

続いて、議案第2号「綾川町税条例の一部改正」は、地方税法の一部を改正する法律が、令和3年3月31日に公布され、4月1日より施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を致しましたので、同条第3項の規定により、議会のご承認を求めるものであります。

続いて、議案第3号「綾川町過疎地域における町税の特別措置条例の一部改正」は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等が、令和3年3月31日に公布され、4月1日より施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を致しましたので、同条第3項の規定により、議会のご承認を求めるものあります。

次に、議案第4号「固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」は、任期満了により改めまして福家 弘樹氏、長尾 光崇氏、小比賀 孝司氏を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を得るものであります。

最後に議案第5号、「令和3年度綾川町一般会計補正予算（第1号）について」は、令和2年度も実施致しました、新型コロナウイルス感染症対策の学生支援事業として、

令和3年4月25日以降に緊急事態措置が発令された1都2府3県(東京都、大阪府、京都府、兵庫県、愛知県、福岡県)の大学に修学する奨学金等を借入している学生への生活支援金を支給するため、672万円を増額し、補正後の歳入歳出の総額を97億5千72万円とするもので、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案5件について提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては、総務常任委員会におきまして、担当課長よりご説明申し上げますので、ご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(河野) これをもって提案理由の説明を終わります。

○議長(河野) お諮り致します。これより、委員会付託を議題と致します。議案第1号から議案第3号及び議案第5号を所管する総務常任委員会に付託したいと思います。これに、ご異議ございませんか。

(なしの声あり)

○議長(河野) 異議なしと認めます。

○議長(河野) よって、議案第1号から議案第3号及び議案第5号を所管する総務常任委員会に付託することに決定致しました。

○議長(河野) ここで、暫時休憩と致します。

休憩 午前 9時40分

(休憩中に、総務常任委員会を開催する。)

再開 午前10時25分

○議長(河野) それでは、休憩前に引き続き、会議を再開致します。

○議長(河野) これより、委員長報告を行います。

○議長(河野) 委員長の報告を求めます。

○議長(河野) 総務常任委員長、大野直樹君。

○総務常任委員長(大野) 議長。

○議長(河野) 大野君。

○総務常任委員長(大野) それでは総務常任委員会のご報告を申し上げます。

本日5月11日、午前9時45分、常任委員会室において総務常任委員会を開催致しました。委員全員と議長、執行部より町長、副町長、教育長、参事、担当課長及び課長補佐、議会事務局より局長が出席し、町長の挨拶を受けた後、早速審議に移りました。

本臨時会で当委員会に付託された案件は4件で、これより審議の内容と経過をご報告申し上げます。

まず、議案第1号、「町長の専決処分事項の報告（綾川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例）について」執行部に説明を求めました。

執行部より、「議案第1号は、押印等を求める手続きの見直し等のための総務省関係の政令の一部改正に伴い、本条例においても押印等の条文が規定されていることや、また、固定資産税の不服審査申出の期間が地方税法第432条第1項で納税通知書の交付を受けた後、5月1日～7月31日の3カ月と規定されているため、関係条例の一部を改正するもので、改正内容としては、審査の申出及び口頭審理において、提出する必要な関係書類の押印の規定を削除する規定の改正である。」との説明があり、「地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものである。」との説明がありました。

特に質問はなく、執行部提案のとおり委員全員異議なく承認致しました。

次に、議案第2号、「町長の専決処分事項の報告（綾川町税条例の一部を改正する条例）について」執行部に説明を求めました。

執行部より、「議案第2号は、上位法である、地方税法等の一部を改正する法律及び関係省令等が、3月31日に公布されたことに伴い、同年4月1日を施行日とする改正内容が含まれることから、関係条例の一部を改正するもので、改正内容の主なものとして、町民税においては、均等割の非課税基準の判定に用いる扶養親族の範囲の見直し、特定一般用医薬品等購入に伴う医療費控除の適用期限を5年延長、また、住宅借入金等特別税額控除の特例として、適用期限を1年延長する規定の改正、固定資産税では土地において、負担調整措置の期間を3年間延長する見直し及び本年度分に限り、課税標準額を前年度と同額とする据置、また、地方決定型地方税制特例措置通称（わがまち特例）の規定の整備、軽自動車税においては、環境性能割の税率を1%減とする臨時的軽減期限の延長、また、種別割の特例として、グリーン化特例・軽課について、50%及び25%軽減の対象を営業乗用車に限定した上で、特例の期限を2年間延長する規定の改正である。」との説明があり、「地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものである。」との説明がありました。

特に質問はなく、執行部提案のとおり委員全員異議なく承認致しました。

次に、議案第3号、「町長の専決処分事項の報告（綾川町過疎地域における町税の特別措置条例の一部を改正する条例）について」執行部に説明を求めました。

執行部より、「議案第3号は、上位法である、過疎地域に関する新たな法律、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等が、令和3年3月31日に公布されたことに伴い、関係条例の一部を改正するもので、改正内容としては、過疎地域内において、現在の対象事業に、情報サービス事業等の設備投資を税制面でも支援するた

め、新たに情報サービス事業等を追加し、また、運用期限を令和6年3月31日までの3年間延長する規定の改正で、本年4月1日から施行し、条例の失効規定については公布の日からの施行である。」との説明があり「地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものである。」との説明がありました。

また、本条例の一部改正に伴い、「綾川町過疎地域における町税の特別措置条例施行規則」において、様式第1号の「固定資産税課税免除申請書」における申請者における法人代表者名の押印規定の削除及び条例の運用期限が3年延長されたことに伴い、令和6年3月31日まで3年間延長する規定の改正で、本年4月1日から施行し、規則の失効規定については公布の日からの施行である。」との説明がありました。

特に質問はなく、執行部提案のとおり委員全員異議なく承認致しました。

次に、議案第5号、「令和3年度綾川町一般会計補正予算（第1号）について」執行部に説明を求めました。

執行部より、「全国的に新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、現在、6都府県において、緊急事態宣言が発令されており、宣言地域においては、飲食店や商業施設などに対し休業要請がなされ、アルバイトなどができず、学生の生活が困窮する状況となっている。そのような中で、本町においては、昨年度より、県外の大学等に修学している学生への生活支援事業として、育英資金受給者緊急生活支援金及び緊急学生支援金給付事業を実施しており、今回の宣言発令においても支援を行うもので、県外の大学等の修学者で奨学金等の借り入れ者を対象に支援金として、672万円を増額補正する。町として、長期化する新型コロナウイルス感染症拡大の中で、将来を担う学生を支援するものである。」との説明がありました。

特に質問はなく、執行部提案のとおり委員全員異議なく承認致しました。

すべての審議を、午前10時10分に終え、総務常任委員会を閉会致しました。

以上で、総務常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（河野） これをもって、委員長報告を終わります。

○議長（河野） これより、採決を行います。

○議長（河野） 議案第1号、「町長の専決処分事項の報告について」から議案第3号「町長の専決処分事項の報告について」までの3件を一括して採決致します。

○議長（河野） これら3件を、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
(なしの声あり)

○議長（河野） 異議なしと認めます。

○議長（河野） よって、議案第1号から議案第3号までの3件は、原案のとおり、承認することに決定致しました。

○議長（河野） 議案第4号、「固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」を採決致します。

○議長（河野） この採決は、人事案件でございますので、起立によって行います。

本案のとおり、選任同意に賛成諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(河野) ありがとうございます。起立全員でございます。よって固定資産評価審査委員会委員に福家弘樹氏、長尾光崇氏、小比賀孝司氏の3名を選任同意することに決定しました。

○議長(河野) 議案第5号、「令和3年度綾川町一般会計補正予算について」を採決致します。

○議長(河野) 本案を、原案のとおり、決することにご異議ございませんか。
(なしの声あり)

○議長(河野) 異議なしと認めます。

○議長(河野) よって議案第5号は、原案のとおり、可決されました。

○議長(河野) 以上で、本臨時会に付されました事件は終了を致しました。

○議長(河野) 従って、会議規則第7条の規定により、これをもって本日で閉会致したいと思えます。

○議長(河野) 閉会することにご異議ございませんか。
(なしの声あり)

○議長(河野) 異議なしと認めます。

○議長(河野) よって、本臨時会は閉会することに決定致しました。

○議長(河野) これで、本日の会議を閉じます。令和3年第3回綾川町議会臨時会を閉会致します。ありがとうございます。

閉会 午前10時36分